

静岡県人事委員会は、管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年11月9日

静岡県人事委員会委員長 小川 良 昭

静岡県人事委員会規則14-192

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（静岡県人事委員会規則14-1）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第1 本庁		別表第1 本庁	
機関	職	機関	職
(略)		(略)	
知事部局	部長、危機管理監、県理事、政策推進担当部長、デジタル戦略担当部長、地域外交担当部長、感染症対策担当部長、農林水産担当部長、部長代理、危機管理監代理、スポーツ担当部長、部理事、局長、部参事、局理事、局参事（人事若しくは服務又は局の事務を総括整理する事務を担当する者に限る。）、地震防災センター所長、危機報道官、課長、フロンティア推進室長、人材育成室長、旅券室長、建築確認検査室長、鳥獣捕獲管理室長、富士山・南アルプス保全室長、 <u>オリンピック・パラリンピック調整室長</u> 、空港調整室長、人権同和対策室長、精神保健福祉室長、医療人材室長、地域包括ケア推進室長、通商推進室長、商業まちづくり室長、先端農業推進室長、家畜防疫対策室長、未来まちづくり室長、土木設備支援室長、局技監（人事若し	知事部局	部長、危機管理監、県理事、政策推進担当部長、デジタル戦略担当部長、地域外交担当部長、感染症対策担当部長、農林水産担当部長、部長代理、危機管理監代理、スポーツ担当部長、部理事、局長、部参事、局理事、局参事（人事若しくは服務又は局の事務を総括整理する事務を担当する者に限る。）、地震防災センター所長、危機報道官、課長、フロンティア推進室長、人材育成室長、旅券室長、建築確認検査室長、鳥獣捕獲管理室長、富士山・南アルプス保全室長、空港調整室長、人権同和対策室長、精神保健福祉室長、医療人材室長、 <u>ワクチン推進室長</u> 、地域包括ケア推進室長、通商推進室長、商業まちづくり室長、先端農業推進室長、家畜防疫対策室長、未来まちづくり室長、土木設備支援室長、局技監（人事若しくは服務又は局の事務

	<p>くは服務又は局の事務を総括整理する事務を担当する者に限る。)、課参事(人事又は服務を担当する者に限る。)、課技監(人事又は服務を担当する者に限る。)、課長代理(人事又は服務を担当する者に限る。)、総務班長(知事直轄組織総務課、危機管理部総務課及び経営管理部総務局総務課並びに政策管理局総務課の者に限る。)、主幹(経営管理部総務局総務課及び政策管理局総務課の者であって総務を担当する者並びに地域振興局の者であって秘書を担当する者に限る。)</p>		<p>を総括整理する事務を担当する者に限る。)、課参事(人事又は服務を担当する者に限る。)、課技監(人事又は服務を担当する者に限る。)、課長代理(人事又は服務を担当する者に限る。)、総務班長(知事直轄組織総務課、危機管理部総務課及び経営管理部総務局総務課並びに政策管理局総務課の者に限る。)、主幹(経営管理部総務局総務課及び政策管理局総務課の者であって総務を担当する者並びに地域振興局の者であって秘書を担当する者に限る。)</p>
(略)		(略)	
(略)		(略)	
別表第2 出先機関		別表第2 出先機関	
機関	職	機関	職
(略)		(略)	
地域局	局長、副局長、伊豆観光局長、次長	地域局	局長、副局長、伊豆観光局長、次長、 <u>地域課長(人事又は服務を担当する者に限る。)</u>
(略)		(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。